



日本銀行 政策委員会月報

令和5年6月



第881号

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（6月15・16日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（6月15・16日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（6月15・16日）	3
◆「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等に関する件（6月15・16日）	6
◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年4月27、28日開催分）に関する件（6月15・16日）	13
(2) 通常会合関係	14
◆参与の推薦に関する件（5月19日）	14
◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（6月6日）	15
◆政策委員会月報（令和5年5月）に関する件（6月13日）	17
2. 報告事項	18

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（6月15・16日）

本委員会は、令和5年6月15・16日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 1. に関し、長短金利操作の運用として、長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について金額を無制限とする0.5%の利回りでの固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）を、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。また、1.の金融市場調節方針と統合的なイーールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（6月15・16日）

本委員会は、令和5年6月15・16日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（6月15・16日）

本委員会は、令和5年6月15・16日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

①次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

②長短金利操作の運用

長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と統合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

①ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

②CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

2. わが国の景気は、既往の資源高の影響などを受けつつも、持ち直している。海外経済は、回復ペースが鈍化している。そうした影響を受けつつも、輸出や鉱工業生

産は、供給制約の影響の緩和に支えられて、横ばい圏内の動きとなっている。企業収益が全体として高水準で推移するも、設備投資は緩やかに増加している。雇用・所得環境は緩やかに改善している。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに増加している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は緩やかに増加している。わが国の金融環境は、企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、政府の経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果などによって、ひと頃に比べればプラス幅を縮小しているものの、輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響から、足もとは3%台半ばとなっている。予想物価上昇率は、上昇したあと、このところ横ばいとなっている。

3. 先行きのわが国経済を展望すると、今年度半ば頃にかけては、既往の資源高や海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、ペントアップ需要の顕在化などに支えられて、緩やかに回復していくとみられる。その後は、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まるも、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。ただし、成長ペースは次第に鈍化していく可能性が高い。消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響が減衰していくも、今年度半ばにかけて、プラス幅を縮小していくと予想される。その後は、マクロ的な需給ギャップが改善し、企業の価格・賃金設定行動などの変化を伴う形で中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくも、振れを伴いながらも、再びプラス幅を緩やかに拡大していくとみられる。
4. リスク要因をみると、海外の経済・物価動向、今後のウクライナ情勢の展開や資源価格の動向など、わが国経済を巡る不確実性はきわめて高い。そのも、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある。
5. 日本銀行は、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくことで、賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」を持続的・安定的に実現することを目指していく。

「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。引き続き企業等の資金繰りと金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。

◆「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等に関する件（6月15・16日）

本委員会は、令和5年6月15・16日の金融政策決定会合において、令和5年6月30日をもって新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションにおける全ての貸付の返済が完了することに伴い、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定）を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「貸出促進付利制度基本要領」（令和3年3月19日決定）を別紙2.のとおり一部改正すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「補完当座預金制度基本要領」中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 適用利率

- (1) }
(2) } 略 (不変)

- (3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額(零を下回る場合を除く。)のうち、次のイ. からハ. までの合計金額からニ. の金額を控除した金額に満つるまでの金額については、年0%とする。

イ. 略 (不変)

ロ. 付利対象積み期間における「貸出支援基金運営基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙1.)、「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」(令和2年3月16日付政委第12号別紙1.。以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領」という。)-「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(令和2年3月16日付政委第14号別紙3.)および「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(令和3年9月22日付政委第55号別紙1.)に基づく借入れ(円建てのものに限る。以下同じ。)の平均残高

ハ. ロ. の残高から付利対象積み期間における新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8.(2)に基づく借入れの平均残高を控除した金額のうち、平成28年3月末における「貸出支援基金運営基本要領」および廃止前の「被災地金融機関を支援するための資金供給

オペレーション基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙1.)に基づく借入れの合計残高を上回る金額に別に定める一定比率(基準比率が零より大きい場合には1とし、基準比率が零の場合には零以上1以下とする。以下「加算比率」という。)を乗じた金額

二. 略(不変)

(4) 略(不変)

(附則)

この一部改正は、令和5年7月1日から実施する。ただし、令和5年6月16日を起算日とする積み期間における利息の計算については、なお従前の例による。

「貸出促進付利制度基本要領」 中一部改正

- 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先

以下のいずれかの貸付の貸付対象先のうち、対象先とすることが適当でないと認められる特段の事情がない先とする。

- (1) }
(2) } 略（不変）

- (3) ~~「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.。以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領」という。）に基づく貸付（以下「新型コロナ対応金融支援特別オペ」という。）削除~~

- (4) }
(5) } 略（不変）

- 3. を横線のとおり改める。

3. 適用利率および付利対象金額

2. (1) から (5) までに掲げる貸付に応じた当座預金残高を、カテゴリーⅠ、カテゴリーⅡおよびカテゴリーⅢに区分し、それぞれの適用利率を年0.2%、年0.1%および年0%としたうえで、それぞれの付利対象金額を次の各号の別に当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) カテゴリーⅠ対象金額

付利を行う積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する1月間をいう。以下「付利対象積み期間」という。）における当座預金の平均残高から法第2条第2項に定める法定準備預金額（以下「法定準備預金額」という。）を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における次のイ。またはロ。のいずれか小さい方の金額の当該積み期間における平均の金額に満つるまでの金額

イ。別に定める時点における新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8。（1）イ。に規定する金額（系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。）の場合は、その会員である金融機関から報告を受けた「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日付政委第26号別紙1。）1.（1）の金額を加えた金額）

ロ。新型コロナ対応金融支援特別オペにかかる借入れの残高から新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8。（2）にかかる借入れの残高を控除した金額

零

（2） カテゴリーⅡ対象金額

次の各号の期間の別に当該各号に掲げる金額

イ。令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積み期間まで

付利対象積み期間における当座預金の平均残高から法定準備預金額およびカテゴリーⅠ対象金額を減じた金額（零を下回る場合を除く。）のうち、当該積み期間中の毎日における（1）ロ。に規定する金額から同イ。に規定する金額を控除した金額（零を下

~~回る場合は零とする。)の当該積み期間における平均の金額に満
つるまでの金額~~

~~ロ. 令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援特
別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積み期
間の次の積み期間以降~~

~~零~~

~~零~~

(3) カテゴリーⅢ対象金額

付利を行う積み期間（準備預金制度に関する法律（昭和32年法律
第135号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する1月間を
いう。以下「付利対象積み期間」という。）における当座預金の平均
残高から法第2条第2項に定める法定準備預金額、カテゴリーⅠ対象
金額およびカテゴリーⅡ対象金額を減じた金額（零を下回る場合を除
く。）のうち、当該積み期間中の毎日における次のイ. からホ. まで
に掲げる金額の当該積み期間における平均の金額の合計金額に満つる
までの金額

イ. }
ロ. } 略（不変）

~~ハ. 次の各号の期間の別に当該各号に掲げる金額削除~~

~~（イ）令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援
特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積
み期間まで~~

~~新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領8.（2）にかか
る借入れの残高~~

~~（ロ）令和4年3月31日以前に実行された新型コロナ対応金融支援
特別オペの返済期日のうち最後に到来する返済期日が属する積
み期間の次の積み期間以降~~

~~（1）ロ．に規定する金額から同イ．に規定する金額を控除した金額（零を下回る場合は零とする。）および新型コロナ対応金融支援特別オペ基本要領 8．（2）にかかる借入れの残高の合計金額~~

ニ． }
ホ． } 略（不変）

（附則）

この一部改正は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。ただし、令和 5 年 6 月 16 日を起算日とする積み期間における利息の計算については、なお従前の例による。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年4月27、28日開催分）に関する件（6月15・16日）

本委員会は、令和5年6月15・16日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2023年4月27、28日開催分）^{注2)}を承認した。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（6月21日公表）。

(2) 通常会合関係

◆参与の推薦に関する件（5月19日）

本委員会は、令和5年5月19日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、十倉 雅和 氏および森田 敏夫 氏を参与に推薦することを決定した^{注3)}（7月1日、財務大臣より任命）。

注3) 本件は、本委員会で5月中に決定したのですが、財務大臣による任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

◆「通貨及び金融の調節に関する報告書」作成に関する件（6月6日）

本委員会は、令和5年6月6日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づき、「通貨及び金融の調節に関する報告書」の作成について決定した（なお、日本銀行は、6月27日、同報告書を財務大臣を經由して国会に提出した）。

同報告書は、令和4年10月～5年3月中に実施した金融政策運営等について記載したものであり、その構成は以下のとおりである^{注4)}。

要 旨

I. 経済及び金融の情勢

1. 経済の情勢

- (1) 国内実体経済
- (2) 物価
- (3) 海外経済

2. 金融面の動向

- (1) 国際金融市場
- (2) 短期金融市場
- (3) 債券市場
- (4) 株式市場
- (5) 外国為替市場
- (6) 企業金融
- (7) 量的金融指標

II. 金融政策運営及び金融政策手段

1. 金融政策決定会合の開催実績

2. 金融政策決定会合における検討・決定

- (1) 概況
- (2) 「経済・物価情勢の展望」

注4) 同報告書の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください（6月27日公表）。

- (3) 金融経済情勢に関する検討
 - イ. 4年12月の会合
 - ロ. 5年3月の会合
 - (4) 金融政策運営を巡る議論
 - イ. 金融政策運営の基本的な考え方
 - ロ. イールドカーブ・コントロールの運営
 - ハ. 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続
 - ニ. 金融政策運営上の留意点
 - (5) 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
- 3. 金融市場調節の実施状況
 - 4. 日本銀行のバランスシートの動き

Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

- 1. 金融政策運営に関する決定事項等
- 2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更
- 3. 金融政策決定会合議事要旨

参考計表・資料一覧

◆政策委員会月報（令和5年5月）に関する件（6月13日）

本委員会は、令和5年6月13日、政策委員会月報（令和5年5月）を承認した。

2. 報告事項

- 2023/3月末における本行バランスシートの状況（企画局）
- ITの活用に関する取り組みの状況（政策委員会室、システム情報局）
- 2022年度のシステム関連事務の遂行状況等（システム情報局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 2022年度下期の検査結果等（検査室）
- 改刷に向けた準備の進捗状況（発券局）
- 令和4年度における国家公務員と比較した本行職員の給与水準（ラスパイレス指数）（総務人事局）^{注)}

注) インターネット・ホームページをご参照ください（6月30日公表）。

令和5年7月25日

日本銀行政策委員会月報（第881号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
倉本勝也

発行所 日本銀行

東京都中央区日本橋本石町2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。